

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浦安市域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステムおよびハニカム製簡易ベッド等（以下「間仕切り等」という。）の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請等）

第2条 甲は、災害発生時等において、間仕切り等を設置する必要があると判断したときは、乙に対し、その供給を要請することができるものとする。

2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができるものとする。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の設置に関して助言を要請することができるものとする。

4 第1項の規定により乙に対して支援を要請するときは、災害時における間仕切りシステム等の提供に関する要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとする。

5 乙は、前4項の規定により支援の要請を受けた場合において、当該支援を実施したときは、甲に対し、間仕切りシステム等の提供数量等報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（間仕切り等の引き渡し）

第3条 間仕切り等の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、甲及び乙が確認後、これを受け取るものとする。

（間仕切り等の運搬）

第4条 間仕切り等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が支援したことにより生じた費用は、甲が負担することを原則とする。なお、費用は、災害の発生した直前における価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月15日

千葉県浦安市一丁目1番1号

甲 浦安市

市長 内田悦嗣

東京都世田谷区松原5丁目2番4号

乙 特定非営利活動法人

ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク

代表理事 坂 茂